

平成19年12月12日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	11 番	中 西	裕 司
3 番	松 本	末 治	12 番	谷 口	良 隆
4 番	光 武	学	13 番	小 池	幸 照
5 番	馬 場	勉	14 番	松 尾	征 子
6 番	森 田	和 章	15 番	中 村	雄一郎
7 番	徳 村	博 紀	16 番	橋 爪	敏
8 番	福 井	正			

2. 欠席議員

10 番 橋 川 宏 彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課参事	関		正	和
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

---

平成19年12月12日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	11 中西裕司	1. 当面する市政の課題について (1) 長崎本線問題について (2) 教育行政について (3) 森林行政について
5	9 水頭喜弘	1. 浄化槽の推進について 2. リンパ浮腫に対する取り組みについて 3. 地球温暖化対策について

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、11番議員中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

おはようございます。11番議員の中西でございます。一般質問をさせていただきます。

現在、国の状況は社会的にも経済的にも政治的にも、かなりの部分で混雑が始まっております。混乱があります。国民も、あるいは地方における我々市民も、大きな課題を背負いつつ、現在の状況があろうと思っております。地方分権を目指すグループや、あるいは国の指導型の地域づくりをするまちや、それぞれ分離をしつつある、そのように私は認識をいたします。国と地方との関係が今こそ問われている重要な時期ではなかろうか、そのように私は把握をいたします。

先日の東京都知事と福田総理の税金をめぐる問題については、皆さん御承知のとおりであります。都会と地方との格差の是正のために税金を改めて融通しようということでもあります。そのように、日々刻々政治のあり方も変わっておりますし、我々地方における市民生活も変

わりつつあります。

私は、今回の4月の選挙以来、こんままでよかとね、鹿島ぼどがんにゃいせんばらんやろうだい、そういう立場で選挙を行ってまいりましたし、6月議会、9月議会、そして今回の12月議会においても、その立場は変わりません。鹿島未来人の幸せづくりのために、私は奮闘していきたいと、そのように決意をしてきたところでもあります。

そういう中で、今回の長崎本線の問題につきましても、鹿島市民は、あるいは我々議員は、避けては通れない重大な課題であります。私は、市長から見れば新幹線推進派というレッテルを張られておるようではありますが、私は今回またあえて自分の立場を市民の皆さんや議員の皆さん、あるいは執行部の皆さんにお伝えをしたいというふうに思います。

私は、自民党の黨員でもあります。現在、支部の副支部長をしておりますが、そういう立場もありますが、私はこの新幹線問題、国策と言われる新幹線問題、当然私は自民党政権与党の黨員でありますから、本来ならば新幹線推進の立場で地方においても動くということが黨員としての役割であろうと、そのように私は思います。しかし、国の都合と地方の都合は違うわけであります。したがって、私は新幹線の必要性は今回の鹿児島ルートの開通に応じて、九州が丸くなると、熊本、鹿児島との、長崎、佐賀との競争がもう既に始まっている。人や物や情報が行き交うこの社会に、縦軸だけの新幹線があるだけでいいのか、やはり私は横軸としての長崎新幹線のルートの必要性を感じております。だが、推進派ではありません。

私は、この鹿島市が置かれている今の現状を見るにつけ、新幹線が通った場合、長崎本線の存続をどうするのかという問題があるわけです。私は、地方においてそのことも考えなければなりません。新幹線の単なる推進では、私はこの鹿島においては生き残れない、そのような立場でございます。したがって、私は従来より長崎本線の経営分離の問題も含めて、慎重に取り扱いを行い、そして、一つ一つ具体的なスケジュールに乗せて、市民の意見を聞きながら、私はこの問題について結論を出すべきだと、そのような立場でございます。

長崎本線の経営分離の問題は、佐賀県含めてさまざまな条件ではないですが、鹿島における施策を県は発表をしております。1つには、沿岸道路の早期着工や、あるいは鹿島～武雄道路の建設や、県としての提案をされております。これは、やはり長崎本線の経営分離によって、鹿島市がマイナスとなるための一つの手だてであります。そこまでは鹿島市も十分検討してきたところでもあります。沿岸道路も無料であります。しかも高規格であります。佐賀まで15分から20分で県立病院の今度の予定地や、あるいは佐賀空港まで行けるような形になります。武雄鹿島道路につきましても、270億円ぐらいの予算がかかるようではありますが、新幹線の開通までに、いわゆる高速道路に結びつくアクセスの高規格道路であります。そのように2つの県の意向を示しておられます。

また、経営分離された場合の長崎線の運営については、第三セクターによって上下分離方式で行う旨の提案をされております。それについても、鹿島市は市長初め、議論をされてき

たというふうに私は理解しております。ただ、鹿島市の振興策をみずから打ち出しして、そして交渉をする、あるいは県との協議を行う、このことについてはまだ手つかずの状態であろうと、私は思います。

先日、議会と経済3団体との勉強会が2回にわたって行われました。私は、3団体の御意見を聞く中で、このように感じました。3団体の要望は具体的であり、将来の鹿島市を見据えた十分かつ必要なことであります。ただ、その3団体の提案をいかに政策として実現していくのか、私はそのように感じました。政策それぞれはあると、ただ、その政策を実現するためにはどうしていくのか、それが3団体からの強い気持ちであったらうと、私は思います。3団体の動きは、2回にわたる勉強会において十分承知をしたと私は思っております。ある方は、今がチャンスじゃなかね、担保があるうちに何とかしたほうがいいのか、そういうお話も聞きました。今がチャンス、これはどういう意味だろうか、いわゆる合併できなかった鹿島市が生き残るためには今がチャンスであると、長崎本線のこの問題を片づけることが、今一番必要であるという意見だと、私は理解をしたところであります。

社会の仕組みは、時がたつにつれて変わっていくと、私は思います。まさに鹿島市が今問題としてあるのはそのことであります。この長崎本線の問題、これについて、十分議論をして、そして市民にも情報をオープンにして、そして、将来の鹿島未来人の幸せづくりのために取り組むべきであります。私にはそのことがよく見えません。あるいは、市民会議の動きもどのような形に今なっているのか、私も直接皆さんとお話ししたことがありませんので、どのようなことでの動きが運動されておるのか、よくわかりません。

長崎本線の問題については、1つ、3団体の動きについて市長は十分把握をしておるのかどうか、十分にですね、鹿島市の将来について協議を行っておられるのかどうか。そして、もう1つは市民会議の動きであります、その後市民会議との連携なり協議は引き続き行われているのかどうか、そのことをまずお聞きをしておきたいと思っております。

また、14日の政府・与党の検討委員会が開催されるように今なっております。動きは急に突然にやってきたような感がいたします。先日の谷口議員の質問に、市長は着工条件の見直しはないと考えるという判断をされたところであります。私も予想を言うことはできません。14日を待つ以外、私はないものと思っておりますが、14日まで2日間あります。それまでの市長としてどのような行動をされるのか、先日は東京にも行くというようなお話もありましたが、そのことについてお聞きをしたいと思っております。

以上、長崎本線の問題については第1回目、そのようなことで御答弁をお願いしたいと思います。

教育行政の問題でございますが、これは1つには社会教育の考え方、もう1つは今回和解という形で予算が上がっておりますが、その件について、2点だけお聞きをしたいと思っております。

今回、条例として各地区公民館の指定管理者への委託という問題が取りざたされております。本来は条例審査でもいいんですが、あえて一般質問まで上げたのは、社会教育のあり方がどのように変わっていくのか心配をしたからであります。市長、覚えていらっしゃいますでしょうか。柏崎市にコミュニティーセンターの勉強に行ったことがあろうと思います。かなり寒い日で、しかも北陸の地ということで不自由はありましたが、現場の公民館に行って、その使用状況なり区民の皆様の活動状況を見学し、視察をしてきたと、そのように私は覚えております。そのときは、まだ馬場市政であります。馬場市長は、この社会教育という問題について、大きな転換点を見出しておられます。いわゆる現在は生涯学習といいますが、社会教育の法律にのっとった活動だけではなく、地区公民館の役割としては、地域振興を含めた形での活動ということで提言をされたのではないかなというふうに思っております。いわゆる社会教育法上の地区公民館と、これは教育委員会の部局であります。市長部局から考える地域振興であります。このように地区公民館の役割が2つの役割を担ってきた、そのように私は理解をしております。地区公民館を中心として、それぞれ地区に振興会という新たな組織ができて、地域おこしなり村おこしなり、あるいは我が町を愛する気持ちをはぐくむためのイベントを開催しながら、現在まで来たのではないかなと、そのように思います。

私ももう59歳になります。20年前からそのようなことで取り組んでまいりました。わっかもん会の活動を通じてやってきたところでもあります。ただ、59歳になっても、まだわっかもんであります。何とか次の世代にいろんな形で受け継いでほしいと思っておりますが、今回の地区公民館の指定管理者への委託という問題は、もう少し根本的に考えてほしい、そのように希望します。

現在、どうしても私が引っかけますのは、鹿島市の行財政改革の一端としての地区公民館への地区公民館の指定管理者への委託という考え方が、私にはどうしても引がかかってまいります。コミュニティーセンターとしての十分な活用を今まではぐくんできて、そして、区民の皆様の状況を見ながら、委託という形であれば私も納得するわけではありますが、今回、行財政改革の一環としての地区公民館に封じ込められてしまう、そのようなことで危惧をしております。この点について、教育委員会の部局からと市長の部局からの分掌規定が僕はあったらと思って理解をしております。また、今後もそのような形で行ってほしいと思っておりますが、この地区公民館のあり方について、教育委員会並びに市長部局の見解をお聞きしたいと思っております。

もう1つは、和解の問題であります。これは事実関係が私自身はつきりわかりませんが、先日受けた説明によりますと、和解に応じる、原告、被告含めて両方で和解に応じると。損害賠償についての金額も決まったと。1つは犯人ではないということが1つできた。教育委員会のほうも、いわゆる違法性はない、教育上の配慮でお互いに和解できる条件が整ったということでもあります。

私も、同じときに佐賀のスーパーマーケットで窃盗の疑いを持たれたことがあります。60になろうとしているのに、小学校のときの、あるいは中学校のときのその思い出は、いまだに消え去ることはありません。今でこそ人権云々の問題を言いますが、その当時はそういう権利、あるいは義務は乏しかったろうと思います。私のおやじにもそういうことはお話をしておりません。でも、そのときの悔しさ、それはいまだに忘れないわけであります。今回の件についても、私はそのような強い思い入れがありますので、今回一般質問に取り上げました。いわゆる今でこそ人権の問題を含めて、プライバシーの問題を含めて、重要な政治的にこの問題を取り上げて、そして改めて現場もそうですが、鹿島市民の皆さんの人権意識を高める、そういう意味で私は今回の一般質問をいたしました。

もう1つは、これに伴って重大な過失があった場合には、求償権という問題が国家賠償法の中でうたわれております。違法性がないということで、重大な過失もなかったらうと、現場では私は理解をしておりますが、この求償権なり、あるいは再発防止のための学習会や教育委員会の教育長としての指導なりあったらうというふうに私は思いますが、まず、和解の資質が議会で通らなければ、そのようなこともままならないのかもしれませんが、私は再発防止のための行動をどのような形でとられておるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、森林行政の問題であります。これは皆さん御存じのとおり、京都議定書なり地球温暖化のためのさまざまな施策があり、森林の育成や森林の果たす役割というものは重要であります。その重要性は皆さんわかっておるわけであります。現在、鹿島市においても海の森事業やさまざまな取り組みをされておるのも、私は承知をしております。南の島が沈みかけている、あるいはCO<sub>2</sub>を売買するための植林事業を南の国ではやっておられる。赤字だそうですが、そのようなことでもやっておられる。幸い鹿島市の環境においては、非常にいい環境であります。たまに大洪水が出てくるということも、私たちは幼いときに経験しております。そのような意味で、森林の果たす役割、これは重要であります。

先日、文教厚生産業委員会の視察で、一関市の森は海の恋人という事業の視察に行っていました。これはもともと一関市ではなくて、東磐井郡室根村というところの事業であります。その自治体を中心に、気仙沼の河口の気仙沼の漁業の人たちや、あるいは河川の沿線の人たちの協力のもとに、森は海の恋人という事業を行っております。ちなみに、室根村は私の大切な人が生まれたところであります。現在、鹿島市民であります。そのようなところで偶然、そのような事業にも出くわせをしてまいりました。そういう状況の中で、現在森林組合の果たす役割というのは大きなものがあろうと思います。

鹿島市もことしは合併をいたしました。規模を大きくし、効率を促すための合併であります。私は、森林組合の重要性は、私自身組合員として痛感をしております。ただ今回、合併したことによって、従来の鹿島市の森林組合への補助がどのような形でなされるのか、いわゆる合併をしておるわけですから、鹿島市の分という形で従来どおり補助されてい

くのかどうか、森林組合への補助をどのような基準でなされようとされておるのかお聞きをして、第1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私からお答えする分をまずお答えしますが、中西議員は、市長は自分を新幹線推進派と言うと、そうじゃないということを言われますが、私が言っている根拠は、新幹線推進派と一緒に行動をしておられるじゃないですか、連携をとりながら。だから、ケース・バイ・ケースで使い分けをしておられるとしか見えないんです。そうでないというふうに言われるなら、今後だれでもわかるように行動で示していただきたいと、そしたら私も認識を改めたいというふうに思います。

それから、国策としてこの新幹線推進しているから云々というふうにありましたが、これは国策ではないというところから、具体的に私はちょっと説明いたします。

まず、整備新幹線の見直しについて、平成6年の12月19日、連立与党申し合わせとあります。これは、整備新幹線は従来の整備計画はすべて維持されることを前提とし、国家プロジェクトとして逐次その整備を推進すると、つまり国策という大時代がかって言われる方もおられますが、その概念に近い、国家プロジェクトとしてと、この平成6年の段階はあります。

ところが、この平成16年の12月16日の政府・与党申し合わせ、基本的な考え方、整備新幹線については、整備計画に沿って着実に整備を進める必要があるが、公共事業のあり方について、効率化や重点化等の視点から見直しが進められている中、期待感のみを膨らませることは慎むべきであると、こういうふうになっております。公共事業のあり方についてはと、しかも期待感のみを膨らませることは慎むべきであると。

また、このときに整備新幹線の取り扱いについて、以下のとおり決定すると。整備新幹線の建設費は国、地方公共団体及びJRが負担すると。地方の負担があるということは、それから最後に所要の地方交付税措置を講ずると、これは全く公共事業と一緒にやり方です。具体的に、やり方として。つまり、平成6年段階では国家プロジェクトと明記をしていた。しかし、平成16年には公共事業という言葉に変わっている。これは、やっぱり今までも中西議員と私のとらえ方というのは、そこのところから大きく違っているんじゃないかということもありますので、このことをぜひもう一回検証をしていただきたいというふうに思います。

それから、3団体との会合の件を言われましたが、この3団体の会合のリーダーの方から、私は何回も新幹線問題とは別だからと、だから我々はこれを純粋に3団体の研究としてやっている、こういうことを言っておられるんですよ。それを、だれかがそれとまぜ合わせよ



うとしている。実は、今言われた3団体との会合の前日に、私は12月2日に知事さんとお会いしたときに、最後にこう言われたんです。あした3団体との会合があつてでしょうと、私はやっぱり、ああ、知事さんと連携しておられるなど、一部の人はと、そういうふう感じました。

それから、今がチャンスと言われたのか、議員がそういうふうに使われたのかわかりませんが、私も今がチャンスと思っているんです。長崎本線を残す今がチャンス、その当たりの基本的なとらえ方は、やっぱり中西議員と私は違います。

それから、12月14日の政府・与党検討委員会が開催をされますが、12月2日に私と江北町の田中町長に対し、12月14日にもう着工条件変わるかわからんと、私たちはもう今にも変わるという感覚で言われたというふうを受けとめました。だから同意をせんと振興策もとれんですよと、こういう言い方をされたんですね。

また、その3団体の会合の中でも、ある方は今度変わるからというふうなことを言われたと聞いておりますが、どうするか、12月14日を見守りたいと。私が見守るという意味は、る今まで皆様方にこのことに対する見通しを説明しましたが、そういう見通しを持った上で見守っていくと、冷静に見守っていくということです。

それで、今まで国土交通省は一貫して同意取りつけの問題は地元で調整をしてくださいと、地元の問題ですから、地元で調整できれば着工しますし、それまでは着工しませんというスタンスでした。つまり国として、あるいは国土交通省として、地方の自主性にゆだねてこられたわけです。この前、議会の皆さんと、大多数の皆さんと国土交通省にこの問題に要望に行きました。そのときも、国土交通省の課長は同じことを言われたんですよ。これ、中西議員は来られませんでしたから御存じないかわかりませんが、全く同じスタンス、これは一貫して国土交通省変わっていないんです。それを、県は地元で同意がとれないから、着工条件を変更してくださいと言われたわけですね。これは、これに対して国、政府や国土交通省は、おいおい、それはないよと、自分の地元の問題やろうかと、こっちに持ち込むことではないよと、そういうふうな反応なんです。いわば迷惑がっている節もあるんです。だから、国と地方を親と子、大人と子供という関係にしますと、地方でもともと話をつけるべきものを、子供同士の争いを親がまた介入してきて、その世界に持ち込んだと。そもそも、ある子供の大切な物を無理やり奪おうとしている。当然それは奪われようとしている子供は必死に抵抗しますよ、渡すまいとしますよ。とうとう奪えないとわかって、大人に頼んでいると、こういう図式ですよ。ちゃんとした大人なら、それは子供同士でよく話し合って解決しなさいと言うはずですよ。また、人の大切な物を無理やり奪ったらいけませんよと言うはずですよ。私はそういう考えでおります。

それから、柏崎のことを申されましたが、当時私はもちろん市長になる前で、馬場市政でありましたが、馬場市政から予算をいただいて、当時の市の6地区の地区公民館の主事さん

たちと一緒に柏崎に行ってまいりました。当時、私は自治省の地域振興アドバイザーを仰せつかっておりましたので、その仕事ということで、馬場市長はコミセン化ということを考えておられましたので、その勉強にということで行ってまいりました。

当時、具体的にちょっと柏崎の状況がどうであったか、もうちょっと詳しくは覚えておりませんが、今回、私が打ち出しているこの公民館の改革、これはもちろん財政基盤強化計画の一環でもあります。本来やはり地区公民館というのは、もっともっと自主性を高めるべきだという考え方は一貫して持っておりました。それから、鹿島市の場合は特に社会教育に加えて地域振興という要素を入れてまいりました。むしろ私、桑原市政になりましてからは、地域振興という要素の割合が高かった、それは私自身の政策により、そういう指示をしたからであります。

今回の考え方は、この地域振興、つまりこれは市長部局の仕事です。これを特化するとまでは行きませんが、つまり社会教育の部分は今までのレベルぐらいまでは保っておくと、そして地域振興をもっともっとレベルアップしていくと、それには、地域の特異性、自主性、こういうものをちゃんと踏まえてやったほうがいいというふうな考え方です。そして、社会教育、つまりこの分野は今のレベルぐらいは地区公民館でやってもらいたいと思いますが、これ以上のことは中央公民館がその役割を担っていく、大きく言えばそういうことでもあります。

それから、ちょっときのう、私も夜中いろいろぱっと目が覚めて考えよりましたら、今朝の新聞にも載っておりましたが、政府に対して知事は同意がとれないと結論的なことを言っておられるということですが、来年度の幾ばくかの予算はつくかもわかりません。しかし、そうなったら、なぜ同意のとれる見込みがないのに予算をつけるのかという、当然こういう意見は出てくると思うんです。つまり、矛盾をはらんでいるんですね。平成16年12月に、恐らくこういう会話だったろうと思うんです。同意がとれていない、市町村の同意とれてきたかと、いや、とれていませんと、しかし、着工区間にだけは入れてくださいと、その市町村の同意とれる見込みあるかと、はい、私が必ず同意はとりますからと、じゃあ、そこまで言うなら着工区間に入れようと、こういうことだったろうと思うんですね。

しかし、ここに至って同意はとれませんと言いだされたということは、そのことを政府がどう判断されるか。あるいは昨日も申し上げましたが、北陸ルート、あるいは北海道ルートの国会議員の先生方も、これをどう思われるか。こういう議論も検討委員会の中で出てくるだろうし、出てこなければいけない問題だと、そういうふうに思ったわけです。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

今、市長のほうからも地区公民館のことにつきましてはありましたけれど、ちょっと教育

委員会としてももう一回、そのことにお答えさせていただきたいと思います。

先ほど中西議員のほうから、今回の地区公民館の地域委託は、財政基盤強化計画に封じ込められているというような御意見でございました。今回の地区公民館の指定管理者制度の導入の目的は、先ほど市長からもありましたように、財政基盤強化計画の実現という意味合いも当然ありますが、それ以上に地域住民の皆様がみずから公民館の運営により深くかかわることにより、公民館活動のさらなる充実と地域の独自性のある事業実施の実現を図ることを目的としておりますので、今回の地区公民館の地域委託は、いわゆるコミュニティーセンター化を進めるものであると考えています。ですから、決して財政基盤強化計画の実現だけを目的としているものではございません。

それからまた、社会教育の考え方が変わっていくのが心配であるということではございましたけれど、公民館の事業は社会教育法に定めてある事業は当然としまして、そのほかに鹿島市立公民館規則に地域振興に関すること及び生涯学習に関すること等を定めており、指定管理者導入後も地区公民館は地域振興、社会教育など、最低限これまでの事業を継続していただくこととなりますので、地区公民館の役割が今までよりも低下するとか、いいほうに変化することはあるでしょうけれど、低下するというようなことは考えておりません。むしろ、これから先はこれまで以上に地域の特色のある活動の核となる場となることを期待しているところでございます。

それから、最後ですが、教育委員会と市長部局の分掌規定に公民館があるのではないかとこの御質問でございしますが、議員御存じのように、過去にもコミュニティーセンター化、馬場市長時代にありましたけれど、その当時に考えられていたことは、地区公民館の所管として教育委員会ばかりではなく、市長部局も考えられていました。それは考え方としてあったもので、実際には地区公民館職員に市長名での辞令は出されておられません。しかし、先ほど市長からありましたように、主事制の導入などで公民館は地域住民の皆さんと協働しながら各地区の特色のある地域振興にも力を入れているところであり、実際には市長部局との連携も十分になされているものでございますし、今後もなされていくものだと思っております。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

藤田教育次長。

**○教育次長（藤田洋一郎君）**

私のほうからは、中西議員の教育行政についての関係で、和解の件の質問がっておりますので、それにつきまして若干御説明を申し上げたいと思います。

今回の生徒指導上の損害賠償請求事件につきましては、市といたしましては、最初から今回の生徒指導につきましては、教育的な配慮をしながら慎重な対応をしてきたということから、違法性はありませんでしたということで、裁判の過程の中で申し上げてきておったとこ

ろでございます。裁判所から今回和解の打診があったわけでございますけれども、市といたしましては、文言においても、また金額においても違法性を指摘されるような内容の和解には応じられませんということを和解の条件として申し上げまして、和解調停に臨んだということでございます。そのような市の意向をしんしゃくしていただきまして、10月25日に裁判所から和解勧告が提示されたものであります。

市といたしましては、和解勧告の中で指導上の違法性については触れられていないこと、また、全国的な判例からしても、教育指導上の関係訴訟ではほとんど和解での措置がされていること、また、相手の生徒さんにつきましては、未成年であり、これ以上裁判を長引かせるということは生徒の方、またその保護者にとっても適切ではないと。また、市内在住者でもあることから、できるだけ早く信頼関係の再構築が必要であるということから、今回の和解を受け入れる判断をしたということであります。

この事件の教訓をどのように教育の現場に生かしていくのかということでございますけれども、この和解勧告の中の2項目に書いてありますように、違法性は指摘されなかったものの、結果としまして生徒さんの心情が傷つけられることになったことを真摯に受けとめ、このことにつきまして遺憾の意をあらわすとともに、今後とも学校現場において適切な生徒指導に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

竹下企画課長。

**○企画課長（竹下 勇君）**

私のほうからは、長崎本線の問題で、先ほど議員のほうから質問がありました（発言する者あり）またやると思います。市長が先に答えましたので、私のほうから事務的なことといえますか、質問がありました分につきましてお答えをいたします。

市民への情報をもっとオープンにというような趣旨だったと思います。私たちの動きは、できる限りマスコミ公開のもとに行っているつもりでございます。さらなる情報提供のほうには相努めていきたいというふうに考えております。

最近12月になりましてからのことにつきまして、改めて申し上げますと、12月2日に市長、知事、江北町長ということで会談がございました。これは非公開ということでありましたので、翌日になりまして知事のほうは一般質問のほうで、鹿島市のほうは記者会見を開きまして内容について御説明をいたしました。それに基づきまして、12月4日、5日と事務レベルで調整をしたところでございます。調整が整いませんでしたので、12月6日に文書で佐賀県のほうに疑義が生じた分につきまして、相違点を文書にまとめ送達をしたところでございます。これを受けまして、12月7日、知事が突然来庁されたということになります。同じく12月7日には、自民党、与党のほうでの合同会議も開かれておりました。

12月10日になりまして、総務部長と私のほうで佐賀県のほうに出向きまして、佐賀県が残していられました文書につきまして、佐賀県に返却という形をとらせていただきました。同じ日、12月10日ですけれども、リフレッシュ鹿島のほうが鹿島市のほうに要望活動に来られております。その後、佐賀県のほうにも要望活動に行かれております。要望の主な内容といたしましては、佐賀県との間の速やかな協議再開とともに、最悪の結果だけは回避できる振興策の担保を早急に確立していただきたいというような文面で結ばれているところがございます。

それから、市民会議についての動きがわからないというような御質問だったと思います。御存じのとおり、市民会議のほうは市民によります団体でございます。長崎本線を守ろうという市民が結集した団体でございます。全体会議につきましては、議員も御指摘のとおり最近が開かれていないところがございます。ただ、個別の運動につきましては、それぞれの立場、それぞれの特性を生かしながらやられているというふうに考えているところがございます。

以上でございます。（「会長には常々報告しよって」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。全体会議というのは開かれておりませんが、市民会議の会長のほうとは常に連絡をとりながらやっているところがございます。

以上でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

平成19年4月に合併をされました鹿島嬉野森林組合に対する補助金はどのようにされるのかという御質問にお答えをいたします。

新森林組合に対する補助金の基本的な考え方については、合併協議会、幹事会の中で市単独補助のあり方について協議を行ったわけでありまして、整理項目は大きく2つであります。

1つは、組合が実施する公益的な事業に対する事業費補助を行う。具体的には2つの事業費補助とする。作業班員の研修、講習会や福利厚生事業と民有林整備事業として、両市の補助額を増額で予算化をする。また、2つの事業名は統一をして、補助金交付要綱も合わせる。

2点目が、林道維持管理事業などの委託内容の考え方を統一する。

以上が内容でございます。以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

11番中西裕司君。

**○11番（中西裕司君）**

2回目の質問をいたします。

私は、やはり今の地方の時代と言われながら、かなり厳しい状況があらうと思います。将

来においては、やはり地方が自立するためのいろんな手立てが出てくるだろうし、地方自体も自立へ向けてのいろんな施策をしなきゃいかんだろうというふうに思っております。ただ、地方の時代といえども、政治的にはかなりいろんなことがあっておるようであります。ある県においては、県知事みずから議会の議員の選挙運動に出かけていく。あるいは議会の議長選挙に首長が口を出す、そういう意味で、いいところばかりではないような気がいたします。地方は地方の問題点を含みながら、どのようにしていくのか、新たな問題も出てきていると思います。

そういう中で御質問をいたしますが、今回、長崎本線の問題について、今、市長が言われましたが、私の立場はこの前の6月議会でもあえてはっきりしておりますが、いわゆる鹿島市の鹿島市自体が振興計画をつくって、そして、そういうお話し合いが、協議が、県、国とできればいいではないか。それによって、プラスになるのか、マイナスになるのかわからない、交渉してみなければわからない。プラスになれば、あえてもう一回市民の意見を聞いてみるとか、そういう方法があるのではないかと、そして結論を出せばいいのではないかと、そのような手順を私は想定をしておるわけです。

ただ、今回の、井本知事のときもそうでございますが、検討に値しないというようなことで返答された。今回も知事がどのような条件を、どのような提案をされたかわかりませんが、それについても職員に指示をしている。そして、先ほど課長が言ったように、県のほうにお返しになっている。どの部局に課長持っていかれたかわかりませんが、知事の公文書は、やはり知事に返すべきじゃないですかね。私はそう思いますが、どの部署に返されたかわかりませんが、そのようなことをされたということですね。

市長が、そのように公開を市民にオープンにしているよということでございますが、この前、市長、知事が見えたときには、確かにオープンな会議でございますが、いわゆる議会の我々のサイトはだれもないというような状況であったろうというふうに思います。緊急性が確かにあったかもしれんけれども、市長がよく地方の政治は行政と議会が両輪立てで協力していくんだというお話でありますので、やはりこういう場合には連絡、来る、来んは別ですよ、連絡をするなりする方法もあったろうかなというふうに思っておるわけでありまして。いや、これ笑い事じゃないですよ。（「今説明しました」と呼ぶ者あり）はい、説明してください。だから、そういう意味で私はやはりオープンに欠けるというふうに理解をしている。だから、その点について、市長、お話があったら、ひとつください。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

地方の時代ということを持ち出されまして、まず冒頭に展開をされましたが、地方の時代というからには、地方の自主性、自立性が尊重されなければいけない、あるいは保障されな

ければいけない、こういうことだと思っんです。まさしく今回の着工条件見直しというのは、ここに大きく抵触してくる問題だというふうに思っておりますし、また、国と地方は対等だと国自身が言われておること、それも私たちが自立するためには、少なくとも今の段階で対等だという自立心、気構え、これはやっぱり必要なんですよ。そういう地方の時代が、今到来をしてきている。こういう時代に市長として、あるいは市議会議員として、そのこのところをちゃんと踏まえながら、この長崎ルート問題にも対処していかなければいけないことというふうに、私は思っております。

そしてまた、鹿島市の振興策については国と県と話し合いをするべきだと、そうなんです。話し合いするべきですよ。私も話し合いしていますよ。ただ、経営分離の同意を前提とした振興策の話し合いはしませんと言っているんです。

また、その3組織もそういうことはしないというふうに、私にもちゃんと高らかに約束をしながらしておられます。しかし、その中で、そういう約束事があるということを知りながら、あえて取り立ててその中で発言をされている人がおられると、そのことに私はむしろ問題あるというふうに思っております。

それから、行政と議会は両輪、全くそのとおりです。私も議会の皆さんのいろんな御意見賜りながら進めるべきだというふうに思っております。先日、12月7日お見えになったときは急でもありましたし、これは6項目の確認事項ということですので、これはまた議会が、議長が入ってもらおうということは、あえて、ただ、これはオープンでしております。協議ではないということをお理解賜りたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

11番中西裕司君。

**○11番（中西裕司君）**

事実関係は私たちが細かく時系列的に把握するということは、私にとっては不可能であります。市長の今の答弁の中で、恐らくそういう形で流れていったんだろうということが理解できます。ただ、先ほど地方議会においては、地方自治においては、やはり議会と行政と二元制という大原則があります。やはりそれはお互いに尊重し合っていかなければいけない、最低のルールはやはり守っていかなければならないだろうと、そのように私は理解しております。その件については今後も、いわゆるオープンの問題についてはお話をさせていただきたいというふうに思います。

ところで、その場合の知事が持ってこられた提案書でございますが、その内容を、返されたというわけですから、文書がないということにもなりますでしょうし、当然内容についても把握していないということになるんですが、その文書の内容その他については、どのような感じで受けとめられておられますか。

**○議長（橋爪 敏君）**

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、これは公文書じゃないですよ。また、そういう提言書、提案書をそのときに渡されるということは、私たちの事前の協議の内容の外のことです。そして、これは読みなされんぎんとにゃ、そこんたいほたっとなってくださいというふうなことを言うていかれた。しかし、そういうわけにはいかない。私自身は、だから説明しましたように、その後すぐに課長のほうからどがんしましょうか、あれはということでしたので、封印をして後で送り届きゅいと、こういう指示をしました。したがって、見てはおりません。ただ、マスコミ関係にもそれは配られましたので、マスコミ関係の人は前とほとんど変わっていないですよというふうなことは聞いております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

市民の権利として、情報公開条例による申請もあって、今回そのような形でもしなきゃいかんかなと思ったら、返したという事実がある以上、庁内には何もないということで、これは申請してもいたし方ないかなというふうに理解をしております。ただ、内容について、市長みずから、マスコミには確かに配られたんであろうということは、私もお聞きしておりますが、その内容については逐次わかってはおりません。ただ、今の時期に、やっぱりこういう重要な問題だから、何らかの形で方策がなきゃいかんだろうという感じを思っております。

いわゆる14日の検討委員会が開かれるわけですよ。それ、市長は結論が出ないと、年内か年度内かというようなことで答弁をされておるようでございますが、実際、この14日の問題について、私もよくわかりません、結論は、将来どうなるか。だから、ただ、結論が出た場合に、あえてそのリスクを負っても、今後の方針は変わらないという決意でおられるのかどうか。先ほど市長が言われました地域振興というのは、要するに経営分離を前提とする地域振興問題と、そうじゃない地域振興が2つあるということで、私も理解はしておるんですよ。ところが、今回の24日以降の問題については、知事のマスコミでのきのうの発言なんかを聞いていますと、非常に厳しいものがあるんじゃないかなというふうに理解をしています。その点について、どのように考えておられるのか。14日の検討委員会の結果待ちということなんでしょうけど、その後、どういう形で市長はされるのか。多少のリスクを背負ってもという考え方もあろうかと思いますが、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、この問題を論じるときに、中西議員は地域振興策が県から提案されました、数年前



に。その前から中西議員は同意をすべきだという意見を言っておられましたよ。だから、そういうことをはっきりしながら、この議論はしなければいけない。私は、可能性のある限りということを一生涯懸命頑張っておるつもりです。

それで、結局12月2日に知事と私と江北町長と話をする中で、12月14日に結論が出るから同意をしてくれと、こういう話だったんですけど、逆に江北町の田中町長から、じゃあ、着工条件の見直しがなされなかった場合は、知事さんは着工条件見直されるからという言い方、前提ですけど、見直されなかったら知事はどうされますかという質問をされました。知事はそれには答え切れませんでした。私もこの場で中西議員に聞きたいと思いますが、これ、着工条件が見直されなかったらどうされるんですか。私はきのうも申し上げましたが、こういう件については全責任負いながらやっています。全責任負いますよ。それくらい、こういう問題というのは、昨日も申し上げましたが、ぎりぎりのしのぎ合いですよ。そして、情報をできるだけ入手をして、そして分析をして、そして自分の結論を出して、それに従って行動をしていく。責任ある立場だったら、こういうことは当然必要ですけど。

したがいまして、そういうことで、私は12月14日に見直されることはないというふうに思っていますから、全責任を負って、この場でそのことを前提として注意深く見守っていくということを改めて申し上げます。中西議員は見直されなかった場合、どうされるのか。

**○議長（橋爪 敏君）**

11番中西裕司君。

**○11番（中西裕司君）**

私が質問をする立場でございますので、その件については後ほどお話をいたします。

ただ、私は6月議会でも言っていますように、いわゆる県の振興策の提示があった。鹿島市も市独自で振興策をつくって、そして、それを両方協議することでお互いのちょうちょうはっしやればいいと、そこの中で決まっていくものがあると、決まらないものもあるだろうけれども、それで鹿島市が、例えば、経営分離というマイナスを、あるいは道路の整備とか、その他の観光その他の融合的な施策とか、そういうものが出て、プラスマイナスですよ、プラスになれば、私は経営分離もやむを得んかなと、そういう立場ですよ、私の立場は。単純に推進派を僕は言っているわけじゃないんです。そういう手だてが、鹿島市の今我々が市民こぞって一緒にすべきじゃないでしょうかと、それをすることで、いわゆる最後は住民投票すればいいじゃないですか。もう時間がありませんから、そういう時期ももうなくなってしまいましたけれども、私の1年前からの話はそのようなことでお話をしているつもりです。それで市長の疑問にはかえます。

それで、やっぱり議会がどうしても軽率に扱われている、そういうことじゃないだろうけれども、やはりいまいちそういう意味で市長は情報をきっちり持っている、時系列に物を言えるわけですからね。でも、我々は新聞報道とか、こちらからお願いした全員協議会での

説明とか、あるいはこういう議会の場でお聞きすると、これは私たち議会としてはやむを得ない。分離の問題、合意する合意しない、これは私の責任ではないんです。行政の長としての市長が決めることであります。議会の議長が決めることでもありませんし、一議員が決めることでもない、そのように理解をします。

ちょっと時間がなくなりましたが、改めて14日の検討委員会の結果については、市長は全責任を持つというふうに理解をしてよろしゅうございますでしょうから、そのように理解をいたします。

それとあと、教育行政の問題で、社会教育のあり方、これは市長部局のそういう御意見も、何とか制度的に保障していただいて、地区公民館が動きやすいような形にしていただければなというふうに希望をしておきます。私は何も課長が言うように、金だけの問題じゃないというのは理解はしているんですよ。理解はしているんですけど、それが見失われがちになるんじゃないかということで危惧をしているわけですから、中央公民館なりそういう制度があって、そこで後押しするんだと、あるいは市長部局で応援するんだということであれば、それはそれで私は結構なことです。ぜひよろしく願いしておきます。今、地区ではそれで、その職員をどうするかという問題が上がっていることはたしかです。

それともう1つ、この和解の問題でございますが、事人権に関する問題は、やっぱり教育の現場ではもっともこの問題については、再発防止のための施策をすべきではないかなと、教育委員会としても今後そういうことのないような形でお願いをしたいと。和解になって本当によかったかなと言われるように、そのような形で今後も取り組んでいただきたいと思えます。

もう1つは、森林行政の問題で、先ほど森林組合への今後の支援の仕方ということで、課長から御報告がありました。まさにそのようなものが、今後の地球温暖化、あるいは福井議員は限界集落というようなことも含めておっしゃっております。ただ、県の常例検査の結果をちょっと御紹介したいと思えます。そのように森林組合の受け皿としての森林組合の活動は十分必要だと思います。また、そのような形で行政が応援していく、支援をしていくということは非常に大事だろうと思えますが、この県の常例検査の結果を見ますと、いろんな形で御指摘をしてあります。これは組合の内部の処理の仕方についてっております。

1つ紹介しておきますが、その他の指摘事項として、1、会計処理の適正化という問題があります。貴組合の会計処理について確認したところ、18年3月29日に間伐材搬出事業の作業班員賃金として2,280千円を現金で支出したように伝票処理を行い、同日に受益者負担金を一時的に立てかえるために、その現金を組合会計に受益者負担金として受け入れたような伝票処理がなされている。このような処理を行えば、結果的には費用や収益を過大に計上することとなり、適正を欠く会計処理となってしまうため、今後はこのような立てかえ処理を行わないことという御指摘もあります。

やはり担当がふなれなこともあったかもしれませんが、今後の合併した後の森林組合においては、今後こういうことのないような形で御指導とか監督とか、あるいは自分のところで補助金を出した分については、報告書という書類を受けるだけではなくて、やはり精査をするということも必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市長は情報を持っているので、我々には情報が伝わらないという意味を言われましたが、これはもう必ず情報は伝えていきますよ、議会に。全員協議会にも経過を報告しています。ほとんどの議員、それを私の情報と、私の情報の分析したこと、これは信用していただいているんです。あなたが信用していただくかどうかなんです。知事とか県が言っておられることを信用していろいろ言っておられるとしか見えませんが、結局私が、これがもしあなたが言ったように、12月14日に着工条件変わらなかったらどうするんですかと言った意味は、そうならなかったらいたずらに市民の心配をあおるようなことになるんです。今までもその繰り返しだったでしょう。何回もあったやないですか。知事が政治決断するとか何とか、その都度あなたたちはそうなるから、桑原市長は振興策取り損なうぞ、何回繰り返しましたか。

だから、私が責任を持って情報を収集したこと、これを議会に伝える、そして私はこれをこう分析しましたということは、やっぱり信用してくださいよ。私は鹿島のためと、その一途な思いでいろんなことを考え、そして議会に伝えているわけですから、そのところが基本が解決しないと、先ほどのようなことになってしまうんです。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

森林組合についての御質問でしたので、その分は私のほうからお答えいたしたいと思いません。

県の常例検査、これは昨年の12月もいろんな議論もここでやったわけでございますけれども、やはり所管行政庁は県であるというふうなことで、今回は言っていただいた常例検査の結果を、今言っていただいたと思います。ですから、今後森林組合としては、やはり県の指導に沿って改められていくものというふうに我々は思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

それでは、もう時間がございませんので、まとめたいと思います。

地方の時代と言われる中で、今後地方自治のあり方については、国と県と、あるいは市が今後大きな問題も含みながら、大きな課題も含みながら進んでいくものというふうに私は理解をします。そういう中で、議会の機能もそうですが、やはり行政の長としての市長の権限が大きくなってまいります。やはりそういう中において、権限を十分に市長は把握をされて、最終的には入り口は違うけれども、登った山を登って、鹿島市の未来人の幸せづくりのために、それが見渡すことができれば、入り口は違っても私は構わないというふうに思います。そういう気持ちで、だれもが一生懸命やっておるわけでありますので、市長の権限は権限として、私は理解をしておるつもりです。中西裕司が同意書にサインをするわけじゃないですよ。これは鹿島市長としての桑原市長がするわけですから、そういうことです。

そして、僕は市長からあなたと言われますけど、常にあなたでしかない、私はね。やはりそういう感覚がまずある。柏崎に行ったときに一生懸命議論したじゃないですか、若いときだから。そういう気持ちを大事にしていこうじゃないですか。意見は違えども……

○議長（橋爪 敏君）

中西議員に申し上げますが、時間がありません。簡潔にお願いします。

○11番（中西裕司君）続

そういうことで、私の一般質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。簡潔にお願いします。

○市長（桑原允彦君）

2点申し上げます。私、あなたという言葉、少なくとも自分の感覚では最高の敬語に当たるといふふうに思っております。

それから、市長はもちろん最高責任者ですから、常に全責任を負って、そしてその決断の重みというものは十分認識しておりますので、今後もそういう考えてやっていきます。

○議長（橋爪 敏君）

以上で11番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開をいたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、9番議員水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番議員水頭喜弘でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回、大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

1点目は、浄化槽の推進について。そして、2番目にリンパ浮腫に対する取り組みについて。そして、大きく3番が地球温暖化対策についての3点について質問をさせていただきます。

まず最初に、浄化槽の推進について。

2000年に起きたノリ不作を契機に、有明海の再生を目指し、有明海・八代海特別措置法、有明海特措法が成立、施行されてからことしで5年がたちます。特措法の附則で、施行の日から5年以内に法律の施行状況、各種調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行うとした規定に基づいて調査、研究、施策の実施状況の点検などを行ってきた有明海・八代海総合調査評価委員会の報告が昨年末に公表されました。

同報告に基づき、5年以内のことし秋までに必要な見直しを行うことになる。さらに、取り組むべき課題などについて、与党や国、自治体、住民が一体となって検討、一段と取り組みを強めていくことが望まれています。

有明海は、九州西部の天草灘から胃袋型に深く入り込んだ内湾で、福岡、佐賀、長崎、熊本の本の各県に囲まれ、約1,700平方キロの海域面積を誇ります。ほかの閉鎖性海域に比べて閉鎖性が高く、潮位差が大きく、干拓を有する。湾奥部に海水と淡水がまじった汽水域が広がる特異な水環境を形成しています。一方の八代海は、不知火海とも呼ばれ、天草灘から北東側に入り込んだ1,200平方キロの内湾は、熊本、鹿児島両県に囲まれております。豊かな水資源を有し、かつては宝の海と呼ばれた海域だが、養殖ノリの色落ち被害を初め、長期にわたる漁獲量の減少傾向、排水の流入などに伴う海域環境の変化が指摘されております。特措法は、環境悪化の要因を解明し、対策を講ずることで自然再生、水質資源の回復、漁業振興を図ることを目的としております。

一方、公共用水域の主要な汚濁原因は、家庭から処理されずに排出される生活排水によるものであり、生活排水対策の早急なる実施が求められています。生活排水処理にかかわる施設整備は、各市町村で策定される生活排水処理基本計画に基づいて実施されています。公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などがあり、処理施設の特徴、人口密度、地形とその地域に適合した効率的な施設が選択されるものと思っております。鹿島市の公共下水道は、昭和61年より事業に着手、平成6年10月に一部供用開始され、基本計画は668ヘクタールになっておりますが、現在のところ、認可区域365ヘクタールで供用開始215.7ヘクタール、接続率約71%に至っているところです。県環境整備事業協同組合の調査で、下水道を供用している県内12市町村の使用料収入が運営費の30%に満たないことが紙上に掲載されていましたが、自治体によっては接続1件当たり300千円を超える不足が生じるところもありますが、この不足分は一般会計から補てんされており、自治体財政を圧迫しているところも多いようでございます。一般会計に起こる公債費は、市町村財政の健全性を損なうおそれがあるため、公債費負担比率という指標を設けて管理され、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされて

います。

そこでお尋ねいたします。

県内の接続1件当たりの不足分が最高約300千円、県平均74,900円となっておりますが、鹿島市の不足額はどれくらいになっておるのかお伺いいたします。

2点目に、リンパ浮腫に対する取り組みについて。

リンパ浮腫という疾病があることは御存じでしょうか。リンパ浮腫とは、体をめぐるリンパ液のことで、浮腫とは簡単に言えばむくみのことであります。乳がんや子宮、卵巣がん、前立腺がんなどの手術で、リンパ節を切除したために起こるリンパの交通渋滞で、腕や足がはれる後遺症のことであります。通常、乳がん手術では転移を予防するため、わきの下にあるリンパ節を切除しますが、この切除でリンパ液が皮下組織にたまり、むくみやはれになります。また、放射線治療でもリンパ液を流すリンパ管が細くなったり、途切れることがある発症であります。知らないうちに浮腫が進行したり、術後何十年もたってから突然発症することもまれではありません。症状ははれるだけのことが多いようですが、重い、だるいなど不快な自覚症状が出たり、ばい菌が入って急に重症化することがあります。国内の患者数は10万人以上といわれており、がん治療後のリンパ浮腫の予備軍も7万人生れている計算になります。今までのがん治療においては、転移を防ぐためにリンパ節を切除してまいりましたが、そのことによりリンパ液の流れが滞り、腕、手、足などが大きくはれる症状であります。片足のはれが50キロになることもあるということであります。発症をきっかけに、周りから奇異の目で見られ、仕事を退職したり、また、うつ病になったりと精神面での影響も少なからずある疾病であります。進行すると、完治は難しく、一に予防、二に早期治療です。リンパ節を切除したら、重い物を持たない、虫にさされない。足の場合は正座をして圧迫しない。適正体重を維持するなど、日常生活に気をつけなければならない。リンパの流れを妨げないよう衣服選びも注意が必要で、リンパ節を切除した人はリンパ浮腫になるかもしれないというリスクを知り、常に予防に努めなければなりません。

そこで、このリンパ浮腫という疾病に対してどのような認識を持ってあるのかお伺いいたします。

3番目に、地球温暖化対策についてお伺いいたします。

昨今、各地で異常気象が続いております。夏の平均気温の高さ、台風、大雨による被害が多発しております。今年8月、国内2カ所で40.9度を記録し、平均気温が74年ぶりに更新され、国民に衝撃を与えました。夏場の暑さは年々強まる傾向を見せており、日常生活への悪影響も心配されています。こうした酷暑の影響は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しています。国連が、地球温暖化白書で温暖化については、北極の気温がほかの地域の2倍の速さで上昇し、氷河や氷床が解けたり、海水が熱膨張したりする影響で海岸線から100キロ以内の人口の60%が影響を受ける可能性があるなど警告しております。

その上で、脅威は切迫しており、今世紀半ばまでに温室効果ガスの大幅な削減が必要とした。また、食料の供給にも影響し、マラリアや下痢も広がるとしております。

地球温暖化を食い止めるためには、身近なところから環境問題に取り組むことが必要と考えます。現在のエネルギー需要の構成は、石油、石炭、天然ガスなど、化石燃料を燃やすことによって年間252億トンのCO<sub>2</sub>を大気圏内に排出して、地球温暖化の最も大きな要因になっております。90年比6%を削減するためには、年間で3,500万トン削減を目標にしなければならないという数字が出ております。1人が1日1キログラムの削減をすれば達成できるということです。

そこで、環境省は1人1日1キログラムCO<sub>2</sub>削減を目標に掲げて、私のチャレンジ宣言というのを受け付けております。また、チーム・マイナス6%の取り組みを進め、企業の協賛を求めています。環境省が進めているチーム・マイナス6%の、この取り組みについてどのように考えておられるのかお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

それでは、9番水頭議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、1番の浄化槽の推進についての中で、県内での不足が300千円で鹿島市の不足はというところでの質問の趣旨が、私が今聞き及びませんでしたので、一問一答のところでもう少し詳しく質問をお願いしたいと思います。

それから、3番目に地球温暖化対策ということで、1日1キロCO<sub>2</sub>の削減をということで国が運動を展開しているということについてでございますけれども、確かに、地球温暖化対策につきましては、市民、事業者、市一体となって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に向けて環境に配慮した行動が求められるというようなことで、鹿島市におきましては、庁内行動として暖房、冷房の温度管理、あるいは夏のノーネクタイ運動やクールビズ、昼休みの電気、あるいは窓側の電気の消灯、こういうのを庁内行動としてやってきております。また、環境基本計画というものを立てまして、この環境対策につきましては、生活、環境保全、あるいは自然環境保全ということで、生活環境保全につきましては水質、いわゆるただいま議員御質問の浄化槽の問題、あるいは家庭排水の問題を取り上げております。また、廃棄物については3R、リデュース、リユース、リサイクル、こういうものの対策。あるいは、野外での焼却禁止の指導などを行ってきております。

もう一方では、自然環境保全。これは、山、川、海でございますけれども、山につきましては、農林水産課のほうで海の森事業、これをやっていただいておりますし、川につきましては、EMジャブジャブ作戦、あるいは水生生物の調査等を行ってきております。また、海につきましては有明海の再生ということで、先ほどありましたように、佐賀県が再生計画を

立てておまして、海のほうに流し出す放流水質についてもCODの数値を12以下で流すような計画もなされております。

また、そのほかには新エネルギー対策といたしまして、廃油を使った燃料、いわゆるこれは中牟田と古枝生活会議のほうで、今廃油を収集して、これを軽油のかわりとして使うということでモデル地区にして、今現在やっております。また、菜の花プロジェクトということで、これは民間でのモデルケースでやっていただいておりますので、もう少しここらが進んでまいりますと、新エネルギー対策としての取り組みになるんじゃないかなろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

9番議員の2点目のリンパ浮腫に対してどのような認識を持っているかということについて、お答えをしてみたいと思います。

この件につきましては、議員から御質問があるまで、こういう病気があるということは私も存じませんでした。その後、いろいろインターネットあたりを使いまして調べさせていただいたわけですが、リンパ浮腫については、先ほど議員がおっしゃるように乳がんとか、それから子宮がんとか、そういう術後にむくみ、浮腫ですかね、そういう症状が出てくるといふようなことが多いというふうに言われております。このほかに、リンパ管やリンパ節の先天的な異常によって起こる場合もあると、それは非常に少ないというふうになっておるようでございます。

そういうことで、このリンパ浮腫については乳がん、子宮がん、こういうものの術後が多いということのほかに、これは女性に非常に多いということになっております。そのほかに、前立腺がんの術後にもこういう傾向が見られるというふうなことになっております。

そういうことで、この予防については術後の、こういう手術の後のケアが一番重要であるというふうに認識をいたしております。したがって、今後、議員の質問をきっかけとして、現在私たちが乳がんとか子宮がん、前立腺がんの検診に取り組んでおります。そういう機会あたりをとらえながら、このリンパ浮腫についての情報提供をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開をいたします。

午前11時47分 休憩

午後1時4分 再開



○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

最初に、浄化槽のほうからちょっと推進について、今いろいろと答弁いただきましたので質問いたしたいと思います。

さっき亀井課長のほうには、ちょっと僕が説明不足であったかと思います。県内の接続、1件当たりの不足分ということで、もう少し言いますと、要するに維持管理費、また、その財源、要するに繰出金とか、いろいろ一般会計から、それで全体で汚水の処理費、元利償還金とかいろいろ償還費とか合わせて、維持管理費合わせた全体からして、その本来支払うべきものですね。これを差し引いて、いろいろ本来幾らかかるかということでした場合の1件当たりの不足分ということで理解すればいいのか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先ほど質問の内容がよくわかりませんで申しわけございませんでした。ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

これが、ただいま質問の中で、下水道の統計書というのがございまして、その内容が平成14年、15年、16年と出ておるようございましてけれども、手元のほうに平成14年、若干古いわけですけれども、14年の資料がございまして、こちらのほうでお答えをさせていただきたいと思います。

平成14年度の決算で接続件数を1,540件ということで申し上げております。これも使用料収入が72,066千円、これを接続件数の1,540で割っていきますと、1件当たりの平均的な使用料といたしましては46,796円となります。これを汚水処理費の維持費関係、これは維持管理費と起債元利償還合わせまして289,472千円になりますが、これを1件当たりに直しますと187,969円となりまして、これを1件当たりの差といたしまして計算しますと141,173円が不足するという計算になります。先ほどの質問には141,173円が不足するというのでお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

これ今、課長申されましたとおり、このように記録に載っております。ここで、県内の平

均が74,900円ということで、若干というか倍近く、その当市は。それはやっぱりいろいろ、ただ単純に計算した場合であって、いろいろとこれは考えるべきもの。いろいろやっぱり接続の範囲とか、いろいろまたそういう接続の件数とか、いろいろこういうとも含まれてきますので、これは本来はその1,540というのは多分7割弱ぐらいかなという感じがするんですけども、そういうことでわかりました。

このように、平成14年当時は要するに、一般会計から583,208千円、こういうふうには約6億円近くずっと我が当市では下水道に対しての繰出金を一般会計からされていると思います。そういう中で、じゃあそれをもとに、この一般会計よりの6億円がずっと毎年繰り出されている中で、現在の接続率はこの前の6月議会の答弁で大体約71%ということをお聞きいたしました。例えば、これが100%接続になったとします。なったとした場合には、じゃあこれは単独での維持はできるのか、その計算なんかされているのか、その点お伺いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

接続率が100%になった状態で、維持管理がその使用料で賄えるかという質問でございます。

まず、私たち水洗化につきまして推進をやっておりますけれども、まず100%というのがなかなか難しいような状況でございます。まして、今の私たちの計算の中では維持管理費すべていただいても、それを100%賄える状況にはないということで試算をいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。

じゃあ、仮にいろいろ調べはされていると思うんですけども、100%にしてもできないと。じゃあ、県内というか全国的に使用料で賄っている自治体が全国にあるのか、それなんか調べられたことありますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先般、鹿島市の公共下水道事業につきまして、再評価委員会というのがございまして、そのほうに再評価を受けたところでございます。そのときに、県内でもうちのほうが去年8月から使用料を上げていただきまして、大体85%ぐらいの数字になっているかと思っておりますけれども、県内では100%を超えている地区もございまして。ただ、この100%という数字の出し方

が、職員の給与を入れるか、入れないか。その各団体で数字の出し方が違いましたもので、それを全部職員給まで含めて入れますと100%になっていないという状況にあるようでございます。ですから、県内で調べたところでは最終的に100%になるようなところはないという形です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

県内ではないということですね。全国的に言って、やっぱり人口が密集して、率がいいところは当然あると思いますよ。特に当市はやっぱり、どこでも事情的に地形の問題いろいろあって、そういうふうにはいかないのじゃないかと思います。大変これは、どこでも厳しいところでやっぱり取り組んでおられると思います。

話はちょっと先に進みますけれども、じゃあ、今回いろいろ認可区域の365ヘクタールの中で、一応666が計画区域やったですかね。その中で、供用開始が217ぐらいと思うんですけども、その中で、今、納富分校区が供用開始される予定にずっと着々と進められていると思うんですけども、この納富分校区の供用開始は大体いつごろの予定になるとされていますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

現在進めております納富分処理区ですけれども、現在、浜新町のほうに中継ポンプ場を建設いたしております。この建設が来年、電気設備まで終わるんじゃないかという計画をいたしております。それから申し上げますと、この納富分処理区の供用開始が最初にできるのが22年じゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

22年ぐらいに供用開始ができる予定ということですね、わかりました。

素朴な疑問ですけれども、ちょっと1点お聞きしますけれども、この接続ですね。今71%接続で、あと未接続が29%、約3割近くあるですよ。この接続されるとき条件というか、いろいろ接続されるときには例えば、そこが簡易水洗やったり、浄化槽にされたり、いろいろあると思うわけですね。そういう条件もいろいろあると思うんですけども、大体その受益者負担というのはどのようになっているんですか。接続される受益者負担分はどれくらいぐらい。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

接続する場合には、土地の面積に対しまして賦課金をいただいておりますけど、これの答えでよろしいでしょうか。これにつきましては、平米当たり440円という計算でいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

平米当たり440円ということですね。そこで計算すれば大体のことはわかると思いますけれども、ただ、これはいろいろ接続時で結局いろいろと、例えば、これが簡易水洗とか、例えば、浄化槽と言われたら、今度はその後の負担もここにやっぱりまた出てくると思います。簡易水洗されているとか、そういう方はかなりのそこに改造したりなんかする、やっぱり多額のお金が必要ですし、また、先般も言いました浄化槽にしても、それをふたをして、そして、そこに接続するということですね。そういうことで答弁を6月はされたですね。そういうことですが、やっぱりいろいろとこれからお金もかかってくるし、そういう面ではかなり、これを71%、72%、また100%近くに持っていくことが望ましいですけれども、そこに持っていくためには、かなり厳しい面もこれから考えられると思います。

例えば、納富分区が供用開始されて、そして、接続率が現在は71%、多分一時落ちると思うわけですね。そして、落ちて、それからもとの状態以上になっていくと思います。ただ、納富分区あたりは若い人が多いというか、住宅もどんどんふえてきているし、その面ではもう新築のときには浄化槽にされているところがあると思うわけですね。そういう中で、大体この納富分区域内で今の現在での浄化槽の設置は何基ぐらいあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま現在浄化槽がついている納富分地区の数字ということでお尋ねだったと思いますけれども、申しわけございません、地区で、鹿島地区という形では資料を持ち合わせているんですけれども、納富分ということで分けておりませんで、鹿島の総計を後からお答えしてよろしいでしょうか。ちょっと納富分区については分けておりません。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。後でまたわかり次第また、それがわかったら、先のほうにまたあれですけども、まあいいです。

納富分校区がいろいろ供用開始が平成22年。それから、結局ずっと接続されて高津原校区が大体平成6年やったですか、供用開始になってずっと来て今平成19年ですから、約20年弱ぐらいかかってずっと接続が今72%近くになろうとしていますけれども、結局納富分は大体この今から12億円ベースですと行かれるわけですね、行かれると思います。そうした場合に、なった場合に、納富分校区が大体そういう接続が、今思われるような71%以上ぐらいですか、あるいは大体年々ぐらい予定されていますか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先ほど合併浄化槽の納富分区は区分けをしていないということで申しあげましたけれども、鹿島校区のほうで150戸（125ページで訂正）入っているようでございます。

それから、ただいまのどれぐらいの工期を見込んであるかということでございますけれども、先ほどもありましたように、高津原校区、あるいは北鹿島校区ですね。これが265ヘクタールを先ほどありますように19年ですから、供用開始してから約13年かかっています。これを面積割して現在、納富分区が109ヘクタールを予定していますので、大体6年から7年ぐらいの工期になるんじゃないかなというふうに考えております。ですから、22年供用開始しますと27年から28年ぐらいを目標といたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。大体27年か28年をめどに、目標にしているということですね、わかりました。

では、このさっきもありましたとおり有明特措法で、特に鹿島市有明海のかなり環境汚染、下水道関係にはかなりまた、環境関係には特に力を入れていかなければいけないと思います。そういう中で、この目標としている27年か28年ですけども、この22年に供用開始がいよいよ始まると、そういう中で、この計画区域の中で納富分区ではやって、あとの分はどのように考えておられるのか、その点をよろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

議員御存じのように、現在は公共下水道と浄化槽を利用して進めているという状況にござ

いますけれども、この公共下水道が平成22年をめどに認可のとり直しがまいります。したがって、そこに向けて次のところをどういうふうにするか。前の議会でも申し上げておりますけれども、納富分区の今の109ヘクタールのめどが立って、全体的に考えていくというようなことになっておりますので、そこらには検討をしていく必要があるというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

22年の109ヘクタールのめどが立ってからまた考えられるということですが、それ以前にこういうものをやっぱり考える必要があるんじゃないかと思えます。特に、この排水対策事業においては、主に公共下水道という手法でやってこられたが、これからは地域の特性を考えながらやっていく時期に僕は来ているんじゃないかと思えます。その点で、どのように考えておられますか、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問は、地域の特性でいろいろ検討すべきじゃないかという質問だと思います。私たちは全体を見て公共下水道、家が連檐している地区については公共下水道で668ヘクタールをやっていくということで最初計画を立てております。現在は、納富分区の109ヘクタールをとにかく早い時期に供用開始できるようにし、その地区をできるだけ水洗化率を上げるように努力をするということで頑張っております、その地区以外については現在のところ浄化槽のほうで進めてもらいたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

それ以外のところは浄化槽でといいますけれども、浄化槽でされて今のずっと計画で行けば、かなりの時間がまたかかるんじゃないかと思えます。この鹿島市全戸、また、特にこの以外のところ、今現在112ヘクタール、鹿島市がですね。その中であと50幾らぐらいですか、それをどうするかということですね、今から考えていかなければいけないですけども。そのやっぱり将来に対する計画として、今言われた、その浄化槽で行きますよと言われたけれども、やっぱりこれからは、僕は6月議会でも言ったとおり、ここの地域はこのようにやる、この地域はこいで行きますよとか、そういう計画。要するに下水道マップですね。これをやっぱりもうそろそろ作成して、ここの地区は例えば漁村集落排水でいくのか、また、農業集落排水でいくのか、いろいろそういう意味ではやっぱり考えていかなければいけないん

じゃないかと思います。例えば、前回は提案した市町村の設置型とか。余りにもやっぱり結局そこに差の問題も出てきますし、例えば、今言ったその公共下水道の場合の大体四万四、五千元ぐらいですね。じゃあ、その我々は大体浄化槽で約60千円近くぐらい年間かかります。そういう中で、前回は言った10千円から1万四、五千元ぐらいは、それでも差が出てくるわけですよ。そういう中で、この差をどのようにして埋めていくのか。また、整合性を持っていくのか。これはこれからの課題じゃないかと思うわけですよ。

だから、例えば、その浄化槽に対してはいろいろ補助を出していますよと、それはもう前回も言ったとおり五十数万円出されて、その中で設置して、どんどん。それも、それは年間に何基ぐらい、全部一遍に出すわけじゃなかわけですよ。結局、計画があるといっても、計画はあっても、それを出すのは年間に大体何戸ぐらい出されているんですか。そして、これをずっと進めていかれて、今度は何年ぐらいなったらこうできますよと言うても、これは気の遠くなるような話にしか思えんわけですよ。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

まず、先ほど浄化槽の納富分区の数量を、今資料で分けていないということで申し上げましたけど、分かれた数字がわかりましたので、納富分区で先ほど150（125ページで訂正）と言いましたが、そのうち324基（125ページで訂正）が納富分区。一部、若殿分区の分が入っていないということでしたけれども、数字はそう大きくないということで大体324基（125ページで訂正）が納富分区だということで報告を受けましたので加えておきます。

それから、現在浄化槽が何基ぐらいやっているかということですが、本年度53基。大体ここ数年、五十二、三基の申し込みがあって余りもしないし、余裕もないというぐらいで、五十二、三基ぐらいで毎年進んでおります。（「年間で」と呼ぶ者あり）年間です。

それから、先ほどの見直しのお話をされましたけれども、先ほど私言いましたように、認可の見直しというのが平成22年ぐらいには参ります。そして、先ほど言いましたように二十七、八年、大体納富分のめどが立つという状況にあるかと思います。市長のほうも決算委員会でも答弁を市長のほうにいたしておりますけれども、そのめどを見て考えていくということですから、大体22年をめどに検討をしていく状況になるのではないかなというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

だから、要するに、22年ぐらいに供用開始になるわけでしょうがね。そして、その前にある程度のまた次のやっぱり、ここはこうしていきますよと。さっき言ったとおり、その下水

道のマップをやっぱりつくるべき時に来ているんじゃないかと僕は思うんですよ。

これは新聞紙上で、佐賀市のとが載っていました。御存じですね。浄化槽処理を拡大するということで、計画変更。それはもちろん聞きました、佐賀市は合併したからこうなるんじゃないかなですかということを知ったら、そればかりじゃないですよということで、実際聞きましたので、この中で、今のこれが浄化槽に大体市が新整備計画案で現行計画を大幅に変更ということで、計画対象区域で全処理量の1割弱だった個別処理の割合を6割近くに引き上げることを提案したということを知っていただけですよ。そりゃ佐賀市は合併したけん、こういったいろいろじゃないかなと言ったら、いやそうでもないです、そうばかりじゃなかったですよと言われました。

その中で、僕が危惧するのはやっぱり将来の人口減、これははっきり言って少子・高齢化社会になっています。人口減でどうしてもやっぱり今までこのペースで行っていたのが必ずしもこのペースとはいかないと思いますし、それは将来のあれはわかりませんよね。それから、もう1つは今言われたその浄化槽の設置にしても、結局年間に大体53基と言われたわけですね、50基前後と。じゃあ、これをして鹿島市の戸数であとは浄化槽で行きますよと言われたら大体何年ぐらい、結局また見直す時期が来ると思うんですよ。そのときに、あと何年ぐらいたったら鹿島市が例えば整備ができるとお考えですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

まことに申しわけございません。今、手元でその計算をいたしておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

急に言ったので、わからないのが当然じゃないかと思います。いろいろお聞きして、大体あと何年ぐらいかという、計算のほうもいろいろあると思います。大体80年から90年ぐらいかかるんじゃないか、単純にそういう計算になると思いますので、後でまた計算してみてください。そういうことで、よろしくお願いします。

いずれにしても、結局、特措法の中でも示されるとおり、やっぱり我が市は有明海を抱えながら、この浄化、もちろんいろいろな面で浄化をしていくのは大事な問題です。だから、これから問題点もいろいろ、また財源の問題、いろいろと思うんですけども、どうかまた一日も早くできるように、まず推進をお願いして、この問題に対しては終わりたいと思います。

次に、リンパ浮腫の件について今伺いますけど、課長答弁されましたが、ほとんどわ



からない中で、リンパ浮腫という自体が何なのかということじゃなかったかと思います。また、皆さんも例えば今さっき言いましたとおり、手術されてから2年ぐらいで足がぼんぼんになったと、鹿島市におられる人ですね。足がぼんぼんになって、これ何じゃろうかと。それで、もう1人の方ですけど、10年後に出たと。その人から電話がかかってきたので行きました。もうびっくりしました。もう足がかなりはれて、何じゃろうかと思うごたあ、これは確かに病気ばいってという感じがしましたよ。結局、現実是要するに、手術されてやっぱりリンパを切除しなければ転移の問題が出てきますので、やっぱりリンパを切除するわけですね。そのときに、医師は説明するらしいです。リンパ節を切除したら、こういう問題も起きてくるですよというか。当事者はがんの手術のことで頭がいっぱいになって、そこまでも結局聞いていても聞き取れないような状態の不安感の中での説明ですので、これはもう手術後にゆっくりと説明をしてくださいよということで、先日やったですか、僕もリンパ浮腫の方の担当の治療の先生にお会いして、いろいろその話を懇談的にさせてもらいましたけれども、そういう状況でございます。

じゃあ、この治療に対して、まず最初に、大体鹿島市には大体この患者さん何人ぐらいおられると思いますか。というのは、佐賀市でこの前シンポジウムがありました。そのときに、150人ぐらい患者さんが見えられていまして、それを佐賀市は全体の把握はしていないけれども、罹患率と人口から計算して大体120名ぐらいじゃないかということが言われています。鹿島市としては大体どれくらいぐらいか、これ急に言われてもあれだと思いますけれども、大体課長も調べられてあちこち聞かれたと思いますけれども、大体どれくらいぐらいがおられると思いますか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

市内にリンパ浮腫の患者がどのくらいおられるかという御質問ですけれども、この関係でリンパ浮腫の患者の団体「関の会佐賀」というのがあるようですけれども、そこにせんだって連絡をとりまして聞きましたけれども、はっきりした数字はわかりません。この会に鹿島からも何人さんが参加をされているということは事実でございます。

先ほど言われましたように、佐賀市のほうで、前立腺とか子宮がんとか乳がんの10万人当たりの罹患率、それから推計をされて120人程度と、大まかの大まかという答えのようですけれども、その人口比率でいいますと、佐賀と鹿島の人口比率でいいますと20人程度になるんじゃないかというふうに思われます。これもあくまでも推測の域を出ておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

結局、リンパ浮腫という病名もわからなくて、また知らなくて何ではれているのかと思われる方もおられる。これはリンパ浮腫ばいということをご知らない方もおられると思うわけですね。このように、非常に大変な症状と思うわけですよ。でも、さっきも言いましたとおり、日常生活に事欠くと。まず正座ができない。それから、衣服が積極片方は正常、片方はかなりはれ上がっておられますので、例えば、はく物、スラックスなんかするときにも特注をして、片方は合うけれども片方はあまあまでという感じで、そういうふうに厳しい状況で、また、虫刺されなんかしたら大変ですよということですね。だから、それも予防しなければいけない。かなり気を使って日常生活をされているそうでございます。これは、治療といったら県内とか、鹿島市内とか、何か治療するところがあるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

治療機関が鹿島にあるかということでございますけれども、これも先ほどの関の会のほうに聞いておりますけれども、県内にはないということでございます。したがって、市内にもそういう治療機関はないということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

県内には専門の病院はないということで、これが調べたところ九州に二、三カ所、特に今福岡のほうに専門の病院があるわけですね。それが特殊なマッサージをするらしいです。リンパトレナージというマッサージをして、それが要するに、リンパ液を循環させる、血液じゃなく、かなり難しい。結局、普通のマッサージと違うという、そういうものでお聞きしています。大体これが1回に5千円ぐらいかかるということですね。週に2回ぐらい、症状によっては大体月1回はしておられるそうです。特にはれがひどい人は入院してマッサージをされる。僕の知り合いの方も今度福岡のほうにマッサージに行かれるんですけども、保険の適用がないんですね。保険適用ないから、大体聞いたところでは300千円かかりますと、治療するのに、入院していろいろして大体支払い幾らかかるんですかと、300千円で予定していますと言われました。病院のほうから300千円用意してくださいと言われたんです。そこでしないと福岡まで毎回、週に二、三回とか通うたらやっぱり交通費、またいろいろ要ります。そういう中でもう入院して、そこで治療をしてはれを減らす、そういう治療をしますということですよ。

今度は、要するにそこに、課長調べてあると思いますけれども、じゃあ次に弾性着衣という、これがサポーターみたいなものがあるわけですね。これをつけて、はれがひどうならな

いように、つけていたらおさまるわけですね。それがやっぱり腕用とか、足用とか、腕用で大体10千円から20千円、足用で40千円ぐらいかかるこの着衣ですね。そして、しかもこれが1年中もてるかと、もてないと。やっぱり年に何回かかえなければいけないということで、こういうことで現在、それにももちろん保険は適用にならないということです。だから、かなりのお金が物入りされると思います。

これから、高齢化に向け、またいろいろとそういう面でも風邪のほうもかなりふえてくるんじゃないかなと思います。今言ったこの治療なんかに対しては、何らかの対策、また、今は課長が言われたとおり20名ぐらいと言われたんですけれども、だんだんだんだんふえてくる予想もされるわけです。そういう中で何か補助みたいなものがあつたら、そういうものはできないのか、そういうものをちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

治療用具やマッサージについて、補助ができないかというお尋ねですけれども、この件に関しましては、先ほど言いました患者の会の関の会、この団体がことしの11月27日に厚生労働大臣に要望活動をされております。その中で、大臣から来年の4月をめどに、それが保険適用になるように努力をするというような返事があっているということがニュースで流れております。そういう動きに私たち期待をいたしております。

それから、また、治療用具の安全性とか、治療効果というのを国が認めるということになれば、当然、そのように保険適用になってくるんじゃないかというふうに思っております。

この関係に類似したやつで、今、保険適用になっているのがコルセットとか、義手とか義足、こういうものについて保険適用はございますので、そういう国の動きを見守りたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

今、課長言われたとおり、厚生労働大臣のほうにいろいろ関の会のほうから要望に行かれて、それで大臣としては来年4月をめどに何とかするように努力しますということ、そういうみたいなものをいただいております。この国会でも、うちの浜四津代表代行のほうからいろいろ質問されて、それに対しても相当な前向きな答弁をいただいておりますので、これに対しては何とか対策は練られていくんじゃないかと期待はしています。

そのさっき言った佐賀でのシンポジウムですね、これ佐賀新聞に大きく取り上げられました。その中でみなさん、お読みになった方もおられるんじゃないかと思っておりますけれど

も、最後ですけれども、この佐賀での講習会に期待してということで、ペンネームひまわりさんという方が、こういうあれをペンネームで上げておられる方が、ちょっといろいろ言っておられますので、これをちょっと紹介します。

去年の3月、私は卵巣がんの手術をしてがんそのものなのか受け入れられないまま術後すぐにリンパ浮腫を発症、リンパ浮腫という言葉すら今まで聞いたことがなかったのに、薬も治療もなく、これから先、一生つき合っていかなければいけないと聞かされ不安でいっぱいでした。手術を受けた病院では、リンパ浮腫について詳しく教えてくれる先生もいらっしゃらなくて、自分の症状を訴えているうちに涙が出ました。そんな私の話を真剣に聞いてくださった看護師さんがリンパ外来のある病院を調べてくださいました。1人で悩んでいるより行ってみようという主人から進められ、迷いながらも思い切って九州中央病院を受診しました。今では本当に行ってよかったと思っています。

こういう患者さんからのメッセージが入っています。そういうことで、また、この病気もおおいにおいこれから理解されていき、また、来年の4月に厚生労働大臣がどうい対応をされるのか、政府の対応があったら、これが理解され、また進んでいくと思いますので、今回はこのリンパ浮腫という病気があると、そして、こういう悩んでいる患者さんがおるということを理解され、また、これから進んでいくように行政のほうでも手助けをされるように、これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、地球温暖化対策についてですけれども、いろいろとさっきチーム・マイナス6%ということで、課長のほうからいろいろと鹿島市でも取り組みをしているということをお答弁されました。廃食油、それからまた菜の花プロジェクト、そういうことでしっかりされ、また、これを鹿島市のマイクロバスに使用されているということで、そういうことでありがたいことです。

環境省のホームページの中で、こういうことが載っていました。今、チーム・マイナス6%、この中に、要するに、チャレンジ宣言カードというものが出てくるですね、環境省の中に出てきます。その中に、今さっき言った1人1日1キログラムCO<sub>2</sub>を削減するという、その取り組み。これで一人一人が取り組む、こういう宣言カードというみたいなのが出てくるわけですよ。これを一人一人が取り組むことによって、例えば、家庭でできることと、また企業でできることとか、それからまた、さっき僕はずっと以前に申し上げた環境家計簿の問題とか、これをつけることで温暖化対策とか、また、マイバッグ持参運動とか、この積み重ねが、これが地球を救っていくということになると思ひます。

国がこのように1人1日1キログラムのCO<sub>2</sub>を削減するという、そういう環境のほうで国が言われていますけれども、これに対して推進啓蒙は、当市としてはどのようにこれに対しては考えておられるのかお伺ひします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいま議員言われました1人1キロ削減ということについては、ちょっと掌握いたしておりませんので、ただいまの議員の提案を受けて、今後そういうことを踏まえて努力をしていくように考えたいと思います。

ここで済みません。先ほど私が浄化槽の数字を間違えて申し上げておりますので、訂正をさせていただきますと思います。

鹿島地区で150という数字を言いましたけれども、鹿島地区で112という訂正をお願いします。それから、納富分区、これはもう鹿島地区を除いた納富分地区ということで、先ほど324と申し上げましたけれども360。ですから、鹿島地区では360と112ですから472戸入っているというふうに数字を訂正させていただきますと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。

ちょっと話はまた戻りますが、廃食油の問題ですね、課長答弁された。その中で、この現在のずっと公用車に使っているということですね。じゃあ、これは今後この問題に対してはどのようになされていくのか。例えば、要するに回収にもいろいろ限界が出てくると思うわけです。今後どのようにずっと進められて、この廃食油をバイオディーゼルをやっているのか。計画なんか立てておられますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

新エネルギー問題ということで、企画課のほうからも少しお答えをさせていただきます。

BDFについては、今、福祉作業所のほうで取り組みをしております。これは、ことしの4月からになるんですかね、公式に始めております。毎月需要が伸びてきて、今廃食油の回収のほうが進まない状況だというふうにお聞きしております。再耕庵タクシーのほうでも1台、大型のやつに使っていただいていますし、個人的にも使われているところも出てきております。回収につきましては、給食センターの廃食油というのが中心になっております。これにことしから中牟田地区と、それから、高津原が時々と古枝地区、それと各企業のほうも回収のほうに回っております。今のところ、費用を出して廃食油を回収して、BDFにつくりかえて販売をするという、福祉作業所の一つの事業にしているところでございます。

今後は、これは環境下水道課のほうになると思いますけれども、各区に資源ごみとしての

回収をお願いできればということで、今年度はモデル地区で中牟田に取り組んでいただいておりますけれども、そのほうを充実していければというふうに思っております。

それから、あわせてですけれども、いろんなエネルギーの利用ということで、新エネルギービジョンを企画課のほうでも作成をしましたときに、鹿島市でどんなのが利用できるかということで調査をしたのがございます。風力については、まず無理でございました。風力発電は風が足りないということでございました。それから、バイオマス、いろんな生物系のものをエネルギー化する分については、施設が数億円かかるという大型化の問題と、それから、補助的なものがまだ十分ございませんので、今やるべきじゃないだろうというようなことで判断をしたところでございます。JAさんがもみ殻を堆肥化して肥料にして育苗センターのほうで使われていると。それから、白鳥尾の堆肥センターというのがありまして、組合員さんが契約しながら、家畜の排出物を処理されている。各家庭では、EM菌とコラポンということでやられております。

それから、これは個人のところですが、貝殻を貝灰として販売をされているところと、谷田の工場団地のほうでシルバーさんが剪定くずをチップ化して販売をしているというようなことで、まだ小さな取り組みではございます。議員御指摘のとおり、今から一步一步進んで、将来的にはエネルギーの転換ということを視野に入れながら取り組んでいくものだと思います。

**○議長（橋爪 敏君）**

9番水頭喜弘君。

**○9番（水頭喜弘君）**

はい、わかりました。一步一步ですけれども、またいろいろ取り組みをよろしく願います。

それから、もう1つは間伐材など、木質系のバイオマスの利活用というのがまたこれが一つの取り組みになってくるんじゃないかと思います。当市は、農山村地域、また中山間地域において、エネルギーの利用が期待されて、資源作物に対してバイオマス、そして、エネルギーの利用、また、バイオマスによる製造された堆肥を利用して栽培された農産物の栽培も考えられます。

今後、このバイオマスの利活用を推進に対してどのように思われるのか。例えば、今言ったとおり、森林、風倒木と間伐材、また、住宅の解体材、街路樹の剪定くずとか、そういうもの。また、バイオエタノールとかメタンガス、あるいは水素を取り出す技術もできているわけです。今、課長が答弁するように、かなり経費がかかります。お金の問題もかかりますけれども、取り組みとしては、こういうふうに国のほうも木質バイオマスということで上げていますし、このことに関して今後、とにかく進めていくに対して農水課長のほうはどのように思われているのかちょっとお伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

農水課長にということでございますけれども、私のほうから申しわけございません。

これは庁内のほうにも検討会をつくっております。定期的にやっているわけではないですけれども、農林水産課でありますとか、環境下水道課、教育委員会、ここら辺と一緒にしまして、議員御指摘のとおり、その今、新エネルギーについては大変目まぐるしく変わっている。それから、新しい技術が出てきている。それから、新しい制度が出てきているということがございますので、そういったときに対応できるように、各課連携をとりながら話をしているところなんです。まず、何もやらないということではありませんで、子供たちに向けてだとか、菜の花プロジェクトだとかいうようなことで、宣伝効果をねらった新エネルギーというのがあります、利用価値がありますよというのを皆さんに知ってもらうという取り組みをやっているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。もう時間もあと数分になりました。

このエコアンケートというのを実はとりました。アンケートを400名の方をお願いして、大体回答が380名ありました、回答率が95%。これはどういうことかといったら、アンケートの結果がこういうことです。「日常生活の中で地球を取り巻く環境問題を意識することはありますか」という問いに対して、全体で「よくある」が58%、それから、「時々ある」が39%ということで、「ない」が3%。かなり、これが環境に対する問題は、とにかく意識はものすごくあられるわけですね。

それからもう1つ、「ウオームビズを知っていますか」ということに対して、「知っている」が50%、それから、「知らない」が44%。特に60歳代以上の人は知っているが39%ということで、これはクールビズとかウオームビズの横文字になれないあれで知られていないかという問題も結果として出ています。それから、「冬場部屋の温度は何度に設定するのがベストだと思いますか」という質問に対して「20度」が25%、「22度」が34%、「24度」が37%と回答がありました。その中で、60歳代以上の方は「24度」が45%と答える方が最も多かったです。

それから、「地球環境問題をよくするために、あなたが日常生活の中で取り組んでいることを選んでください」ということで、いろいろ項目を上げましたけど、その中で「ごみの分別をしている」24%、「水道の蛇口をこまめに閉める」18%、「電気製品のスイッチをこまめに消す」18%、「ふろの残り湯を再利用する」15%、「使っていない電気製品のコンセ

ントを抜く」13%ということで、「生ごみで堆肥をつくる」4%。こういうふうにして結果が出ています。それからもう1つはマイバック持参か、このことに対して「している」が21%、「時々している」が30%、「していない」が45%という、こういうふうな結果が出ていますので、また、マイバック運動でももう少し力を入れられる必要があるんじゃないかと思っています。

最後もう時間が、あとは環境教育のことでお聞きしようと思っていますけど、最後、環境教育についていろいろ申し上げてきました。その中で、環境教育に対してどのように取り組んでおられるのか。それだけお聞きして終わりといいたします。よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

学校では広く環境教育ということで取り組んでいるというのは事実でありまして、学年段階に応じた指導をやっているということになるかと思ひます。ただ、その中で、地球温暖化に関するということになりますと、私はやっぱり原因と事の深刻さ、これがきちんと伝わるような指導というのを心がけなければならないというふうに思ひます。

また、温暖化のメカニズム、あるいは原因、要因ですね。こういったものを科学的に理解することは大切でありますけれども、それ以上に、今おっしゃるように、温暖化を防ぐための実践化、習慣化、こういったものを身につけるといことがとりわけ重要であろうというふうに思ひます。

今、言われたような一連の行動ですね。例えば、裏紙の利用とか、休み時間にはこまめに電気を消すとか、家庭では夏のエアコン、あるいは冬場の灯油等の節減、あるいは買い物袋の持参とか節水。こういうふうな一人一人の心がけ、一日一日の積み重ね、この実践可能なものを家庭や地域に広げるといことが、学校教育を通しての一つの役割であろうというふうに思ひます。いずれにいたしましても、まず、大人が率先行動をすることが子供たちにとっての身近な環境教育になるというふうにとらえております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

以上で9番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明13日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時9分 散会